

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の設立認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………

……………(同)……………

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一
条第一項の規定に基づき三河島駅前北地区市街地再開発組
合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定によ
り、次のとおり告示する。

令和五年二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

三河島駅前北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年二月七日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

荒川区西日暮里一丁目地内

四 事務所の所在地

荒川区西日暮里一丁目四番七号

五 設立認可の年月日

令和五年二月七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲
示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限

令和五年三月八日

●東京都告示第九十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき虎ノ門・麻布台地区市街地再開発
組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二
項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次
のように告示する。

令和五年二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月二十七日から令和五年九月三十日まで

三 施行地区

港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各
地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区麻布台一丁目七番三号

平成三十年三月二十七日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年六月三十日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年二月七日

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五
十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和
二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁
判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二
二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の
規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次
のとおり指定した。

令和五年二月七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地

リハビリホーム グラン 小平市花小金井一丁目三十二番

夕花小金井 三号

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

府中市西府町二丁目十八番十 府中市西府町二丁目十八番 一、同番二十三及び同番二十 地の十五 松本 俊雄

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

に到着するように提出してください。

令和五年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新館・東館)
二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか
三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名
四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか
五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百二十九台
六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百二十九台
七 変更前の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか
八 変更後の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか
九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 十八箇所 店舗北東側ほか
十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二十二箇所 店舗北東側ほか
十一 変更日 令和五年九月二十七日
十二 届出日 令和五年一月二十六日
十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四 縦覧期間 令和五年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例

十五 縦覧時間

第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

